

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 25 日現在

機関番号：35408

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25770248

研究課題名(和文) 文禄～元和期を中心とした近世的銭統合過程の基礎的研究

研究課題名(英文) Process of bronze coin integration at the beginning of early-modern Japan, focusing on the Bunroku-Genna era (1592-1624)

研究代表者

高木 久史 (Takagi, Hisashi)

安田女子大学・文学部・准教授

研究者番号：50510252

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：政策を直接の契機としない、社会の実態レベル・政策外のレベルにおける銭統合の方向性を示す史料を複数検出した。政策レベルについては、成立当初の江戸幕府が基準銭に採用したビタが、すでに信長政権の段階で基準銭に採用されており、秀吉政権もその政策を継承していたことを示した。従来の研究では近世的銭統合政策は家康政権以降のものを軸に語られてきたが、本書ではそれより先行して一六世紀段階で存在していたことを示した。

研究成果の概要(英文)：This research revealed that the trend of monetary integration within 16th century Japanese society occurred without official policies. Moreover, this research found that bita, a category of bronze coin that the Edo Shogunate designated as the standard in the early-17th century, was already designated as the standard coin by the Oda Nobunaga regime, and the Toyotomi Hideyoshi regime inherited the policy. There has been little research that observed the policies before the Tokugawa Ieyasu regime regarding early-modern monetary integration. Therefore, this research focused on late-16th century documents and revealed that coin integration had started prior to the Edo Shogunate.

研究分野：日本経済史

キーワード：銭 貨幣史 経済史 ビタ 近世史

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本貨幣史上の近世の成立の指標の一つが国家の貨幣発行の古代以来の再開、具体的には寛永通宝発行である。その経緯につき従来の貨幣史叙述では、日本中世は輸入銭で貨幣需要を充足したが 16 世紀には私鑄銭が国産されるも撰銭現象が頻発し 17 世紀に寛永通宝の発行に至る、とのような、極端に言えば前世紀の経緯との連続・断絶如何が全く語られず、寛永通宝が突如登場するかのような非歴史的な叙述がされてきた。また、16 世紀の銭使用のありようの地域性の復元が深化した一方で寛永通宝による統合にいたる社会の実態レベルにおけるその経緯についてはほとんど研究が進んでいなかった。

(2) 加えて、1580 年代から慶長 13・14 年法との間に関する貨幣政策史研究は不在のままである。また慶長 13・14 年法から寛永通宝発行までの銭使用の実態については、各藩の造銭事業の若干の検出と、寛永通宝発行による銭の切替前後の状況が復元されているほかは全くと言っていいほど明らかでない。その間の貨幣史研究の断絶を埋めることが課題だった。

2. 研究の目的

(1) 16 世紀から 17 世紀初頭の日本国内での銭統合の経緯（寛永通宝発行に至る経緯）を明らかにする。

(2) 16 世紀後半の銭使用秩序の変動の延長に江戸幕府による銭統一政策たる寛永通宝発行を位置づける。以上により、寛永通宝発行までの経緯を 16 世紀における達成から連続的に叙述する。

3. 研究の方法

(1) 従来の関連研究の空白期間である文禄～元和期（1590～1620 年代に相当）に分析対象時期を限定することにより、これまで断絶のあった日本中世貨幣史・近世貨幣史研究の接続を意図する。分析対象時期を限定することで資料の検索効率を上げるという効果も意図している。

(2) 文献史学的方法と考古学・古銭学的方法とを総合する点に方法的特色がある。

(3) 当該問題に関する従来の文献史学的分析は売券の価格表記データを悉皆調査的に集成することが主流だった。しかしその方法論に問題があること、またそもそも売券に依拠するのみで貨幣に関する状況全ての復元はできないことを鑑み、売券以外の種類の史料を含めた悉皆調査を行う。

4. 研究成果

(1) 銭
政策を直接の契機としない、社会の実態レ

ベル・政策外のレベルにおける統合の方向性を示す史料を複数検出した。また政策レベルについては、成立当初の江戸幕府が基準銭に採用したビタが、すでに信長政権の段階で基準銭に採用されており、秀吉政権もその政策を継承していたことを示した。従来の研究では近世的銭統合政策は家康政権以降のものを軸に語られてきたが、本研究ではそれより先行して 16 世紀段階で存在していたことを示したことで、従来の歴史像を変えた。また、16 世紀後半から 17 世紀初頭にかけて、社会の実態レベルでのビタの基準銭化、政策レベルでのビタによる統合の方向性があった一方で、社会の実態レベルでビタ内部の階層化が起こっており、それが寛永通宝発行直前まで継続していたことを示した。

個別の実証内容。まず、16 世紀の状況、とくにビタによる統合の方向性について。

近江では江戸幕府慶長 13・14 年法のビタ定義に連続する銭種定義の浅井長政永禄 9 年法での存在、1580 年代のビタの普及、ならびに在在法における基準銭への採用、を確認した。紀伊では 1580 年代以降にビタの使用の所見を確認した。伊勢では 1570 年代にビタの徴証が確認されている。加えて、摂津・但馬におけるビタ使用事例を確認した。とくに天正 8 年（1580）の羽柴秀長の但馬での立法は、ビタを政策的に基準銭として採用する（宿料を「びた」で定義）全国的初見事例であり、その点で江戸幕府慶長 13・14 年法に先行する。本研究以前に研究代表者が示した、ビタの普及に関する前記以外の事例（山城、大和、遠江、三河、越中、越前、伊豆）とあわせるに、1570 年代を早い所見として、1580 年代以降 16 世紀終了段階まで畿内近国を中心に広域的に確認できる現象だった。

以上のように、江戸幕府慶長 13・14 年法すなわち江戸幕府のビタ基準銭化政策以前の 16 世紀の段階で、社会の実態レベル・政策レベル双方でビタ使用の広域的普及があった。近世的銭統合の端緒と評価できる。

ビタの内実と法制によるその定義について。江戸幕府慶長 13・14 年法は、鉛銭・かたなし（形無＝形状不全？）・大破・新銭（新しい民間国産銭？）・へいら銭（未成銭？）以外一般を鑄銭＝京銭と定義した。これら最低位銭以外一般というビタ定義は、浅井長政永禄 9 年法の基準銭定義（破銭・打平＝無文銭以外一般）、羽柴秀吉・筒井順慶天正 10 年法の基準銭定義（前者は南京・打平以外一般、後者は破銭・欠銭・鉛銭以外一般）と共通する。とくに浅井長政永禄 9 年法は破銭を、筒井順慶天正 10 年法は破銭・鉛銭を撰銭対象とする点で、江戸幕府慶長 13・14 年法と共通する。

このことから、浅井長政永禄 9 年法ならびに羽柴秀吉・筒井順慶天正 10 年法による基準銭定義を、江戸幕府慶長 13・14 年法によ

るビタ定義の先蹤とする観を示した。その点で、浅井氏長政永禄9年法は近世的な錢統合政策の萌芽と評価できる。また、繰り返しになるが、先述の天正8年の羽柴秀長の但馬の立法は、ビタを基準錢として採用する政策の全国的初見である。江戸幕府慶長13・14年法の直接の先蹤と評価できる。階層性の否定とビタ定義の連続性という点では、先述した浅井氏長政永禄9年法ならびに羽柴秀吉・筒井順慶天正10年法に、江戸幕府慶長13・14年法への接近がある。

17世紀の状況。ビタの基準錢化が進行した一方で、社会の実態レベルにおける階層性の継続について。

17世紀初頭におけるビタ使用記録の継続を近江で確認した。また1600年代初頭の記録における、上錢と呼称される錢種の近江・紀伊・讃岐での所見を確認した。これら記録が京都の上錢と同様にビタを指すものであれば、ビタの畿内近国的普及と、社会の実態レベルでの錢統合が地域横断的だったこと（江戸幕府慶長13・14年法よりの先行）を示すことになる。その点で16世紀からの連続性を看取できる。

統合の方向性の一方で、17世紀初頭の社会の実態レベルでは、錢の階層性が解消したわけでもなかった。検出したのが、近江・紀伊・讃岐における、ビタ・上錢・悪錢・撰錢・中ノ下等の呼称の存在である。これは錢の階層化の存続 基準錢のビタへの未収斂状況、すなわち錢の未統合状況を示す。

加えて、ビタそのものの内部における階層化、すなわち錢の再階層化ともいうべき現象を検出した。1610～1620年代の近江彦根藩は、藩の経理記録では上錢を基準錢とし、上錢・中錢・下錢の三種を等価に評価した。つまり社会の実態レベルでのビタ内の上錢・中錢・下錢の分化を認識した上で、江戸幕府法に準拠して経理を処理した。紀伊では「十文めのひた」と「九文め五分のひた」との分化、すなわちビタ内での価格差を示す記録を検出した。これら事例は、ビタによる錢統合は社会の実態レベル・政策レベル双方で進行していたが、ビタそのものの内部に階層差を生じさせてもいたことを示す。

総合するに、寛永通宝発行直前までビタ内の階層差があったこと、またそれが少なくとも京都・近江・紀伊・伊勢・尾張等、すなわち畿内とその近国で地域横断的に存在していたことになる。

以上のように、錢の統合過程の復元（特に階層性・地域差の解消如何）という点については、本研究の考察により、16世紀後半から17世紀初頭にかけて、社会の実態レベルでのビタの基準錢化、政策レベルでのビタによる統合の方向性があった一方で、社会の実態レ

ベルでビタ内部の階層化が起こっており、それが寛永通宝発行直前まで継続していたことを示す結果となった。

(2) 金・銀

本研究の当初の目的は錢統合過程の復元であったが、派生的な成果として金・銀・紙幣についても、近世初頭の貨幣統合という本研究の趣旨に関する点において新たな知見を得た。

まず金・銀については、その普及（従来の観測結果よりも早期に普及していた実態）、西日本における狭義の銀遣い（価値尺度としての銀使用）の成立、社会の実態レベルでの統合の方向性を示す史実等を検出した。

個別の実証内容。金・銀現物使用の普及は、京都・近江・紀伊・摂津・播磨（ならびに伊勢）を通じて畿内近国的に、若干の時期差を含みながらも、1570～1590年代という幅で見えた場合には共時的である。少なくとも先行研究が示す観よりも早期に金・銀使用が普及している。

1590年代以降の播磨における、社会の実態レベル・政策外のレベルにおける価値尺度としての銀の使用（村落経理記録、商工業者自治法）は、西日本における狭義の銀遣いの成立を示す早い例であり、近世的な銀秩序の形成過程の一端を示す。1600年代の紀伊における、金に対する銀の価値尺度機能上の優越を示す事例もまた、同様の文脈で注目される。16世紀末から17世紀初頭において狭義の銀遣いが畿内ならびに畿内近国で広がっていたことになる。

残存する史料の限りだが、銀の価値尺度的使用が政策外のレベルで先行していることが注目される。狭義の銀遣いの成立が政策誘導でない可能性を示唆する。

金・銀使用の普及と政策との関係について。近江で、銀現物の普及記録の初見より統一政権の銀商誘致政策が先行する（1580年代）ことを確認した。このことから、近江での銀普及は統一政権の政策的誘導という側面も想定すべきである。金についてはその普及に際し政府による誘導の形跡が確認できないことと対照的である。銀流通を担保・円滑化するインフラの政策的整備による普及・促進という側面から、銀商誘致・編成政策を評価することも必要だろう。

金・銀の近世的統合にかかる現象について。近江では1610～1620年代における小判・一分金の使用と、1610年代における丁銀の使用を確認した。17世紀初頭の彦根藩の経理記録を見るに、社会の実態レベルで江戸幕府外の貨幣を含む各種貨幣が流通した一方で、藩経理の基準貨幣に慶長金銀を採用していた。このことは江戸幕府貨幣の幕領外での基準

貨幣としての採用、つまり江戸幕府貨幣の普及・優位と、それによる統合の方向性を示す。その他、紀伊で 1590 年代以降の規格化された金の使用事例を検出した。

本研究が分析対象とした時期の規格化された金・銀の記録について、従来の研究では、京都以外の事例に関する指摘は少ない。その点で本研究が検出した京都以外の事例は貴重である。

(3)紙幣

紙幣については、中世手形類と近世紙幣とくに初期私札との連続的要素、具体的には譲渡性、預状形式、中世の紙券選好の経験との連続性等と、その日本中世的な歴史性すなわちヨーロッパ初期紙幣と必ずしも共通しない要素を検出した。日本の手形類が中世段階で譲渡性を持っていた点は、近世に至り譲渡性を獲得したヨーロッパの手形類と対照的である。中世手形類の譲渡性は近世手形類でなく、むしろ初期私札に継承されることになる点で、初期私札の文書系譜は中世手形類に求められる。また初期私札の額面が慶長銀建てであることは、江戸幕府による貨幣統合の受容の一端と評価することができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

高木久史、日本中世の手形類の技術的到達点、社会経済史学、査読有、81-4、2016、pp.7-23

高木久史、加藤慶一郎、私札・手形にみる中近世日本信用取引史、社会経済史学、査読有、81-4、2016、pp.3-5

高木久史、17世紀第1四半期の彦根藩経理記録にみる三貨制度成立の一階梯、安田女子大学紀要、査読無、44、2015、pp.73-83

高木久史、一六世紀～一七世紀初頭の播磨・但馬における銭・金・銀の使用状況、神戸大学史学年報、査読有、30、2015、pp.1-11

高木久史、一六世紀後半～一七世紀初頭の紀伊における銭・金・銀の使用状況、ヒストリア、査読有、249、2015、pp.48-66

高木久史、一六世紀後半～一七世紀初頭近江の金・銀使用状況、国語国文論集、査読有、45、2015、pp.1-9

高木久史、一六世紀～一七世紀初頭近江の銭使用状況、日本史研究、査読有、627、2014、pp.1-22

高木久史、醍醐寺僧房玄は銭の夢を見る、

史学研究、査読有、283、2014、pp.75-85

[学会発表](計8件)

高木久史、日本近世初期貨幣の特性、貨幣史研究会西日本部会例会、2015年6月7日、同志社大学(京都府・京都市)

高木久史、日本中世手形類の技術的到達点、貨幣史研究会西日本部会例会、2014年6月1日、関西大学(大阪府・吹田市)

高木久史・千枝大志・加藤慶一郎、私札・手形にみる中近世日本信用取引史の新天地、社会経済学会全国大会、2014年5月25日、同志社大学(京都府・京都市)

[図書](計2件)

高木久史、中央公論新社、通貨の日本史、2016、258

高木久史、思文閣出版、日本近世貨幣秩序の草創(仮)、2017(予定)、256(予定)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

高木 久史(TAKAGI, Hisashi)
安田女子大学・文学部書道学科・准教授
研究者番号：50510252

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()